

理由

関税率法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関税率法施行令等の規定を整備するほか、再輸入免税及び再輸出免税に係る手続を簡素化する措置の対象の拡大、関税割当制度の適用物品に係る関税割当数量の改定等の措置を講ずる必要があるからである。